



II 各論



第4章 施策の展開

<<< 共通目標 >>>

共通目標1 子どもの権利保障



施策1 子どもの権利保障

現状と課題 >>> 次代を担う全ての子どもが、自立した個人として、等しく健やかに成長することができるよう、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしていく必要があります。

本市では、2010年6月29日に制定した自治基本条例の中で、子どもがまちづくりに参加しやすくなるよう、その機会を設ける必要性を示しています。まちづくりへの参加機会を確保することで、子どもが本来持っている権利への意識を醸成するとともに、その権利を保障するまちづくりが必要です。

施策の方向性 >>>

(1) 子どもの尊厳の尊重

全ての子どもが自身の尊厳を認識し、他者を思いやることができるよう、いのちの尊さへの理解を促したり、生活の向上に向けて働きかけたりするなど、子ども一人ひとりの人格を尊重した取組を展開します。

取 組	概 要	担当課
いのちの授業の実施	市内の小中学校において、いのちにかかわるテーマで授業を実施し、いのちの尊さへの理解や自尊感情の涵養 ^{かんよう} を促します。	学校教育課 (各小中学校)
スクールソーシャルワーカーの配置	児童生徒一人ひとりの生活の質を向上させるため、児童生徒が抱えるさまざまな問題に対して、その取り巻く環境に働きかけて問題解決をめざします。	学校教育課

取 組	概 要	担当課
教育相談	児童生徒が、毎日の心の天気を記録することができる「スクールライフノート」や「いちみん相談室」、「こどもそうだんポスト」そして教育センターでの保護者向け相談窓口を通して、児童生徒とその家族の不安や悩みに寄り添います。	学校教育課
子どもの意識・実態調査	小中学生の家庭生活・学校生活における実態や意識について調査を行い、その結果を一宮市の学校教育に活かします。	青少年課 学校教育課
校則の見直し	児童生徒が主体となり、必要に応じて校則を見直す機会を設けます。	学校教育課

（２）子どもの参加意識の醸成

本市の自治基本条例を基盤としながら、子どものまちづくりへの参加機会を担保するとともに、子どもの参加意識の醸成に取り組めます。

取 組	概 要	担当課
子どもの参加機会の保障	一宮市自治基本条例第 9 条に基づき、まちづくりへの子どもの参加機会を保障し、意見表明・意見形成の確保に努めます。	政策課
子どもアイデアの活用	自治基本条例の子ども向けパンフレットを活用することで、まちづくりのしくみを理解してもらいます。また、まちづくりのアイデアを募集することで、意見表明の環境づくりを整えます。	政策課
男女共同参画に関する作品の募集	小中学生から男女共同参画に関する作品を募集することで、性別にかかわらず、個々の可能性を広げる意識を醸成します。	政策課



施策2 いじめ・不登校対策

現状と課題 >>>

いじめは、社会全体の問題として取り組むべき課題です。いじめの根絶を図るためには、日頃から一人ひとりの児童生徒が「いじめは決して許されない行為である」と理解し、「自分とともに他者の大切さ」を認めるよう、社会全体で働きかけていくことが大切です。

また、不登校については、誰にでも起こり得るという認識のもと、多様な居場所を提供していくことも大切です。

いじめや不登校への対応は、関係機関と連携を図り、一人ひとりに応じた支援を進めていく必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 相談体制の充実

児童生徒の悩みに寄り添うなど、円滑な学校生活が送れるよう、相談体制の充実を図ります。

取 組	概 要	担当課
スクールカウンセラーの配置	児童生徒の抱えるさまざまな不安や悩みに、心理の専門家がカウンセリングを通じて寄り添います。	学校教育課
心の教室相談員の配置	全ての中学校に心の教室相談員を配置し、気軽に悩みを相談できる体制を整えます。	学校教育課
子ども悩みごと相談	養育環境を安定させ、児童虐待などの危機的状況に陥ることを防止するため、子どもや子育て家庭から個別に相談を受けて支援します。	子ども家庭相談課
子ども・若者総合相談	主に青少年期の子どもの不登校やいじめ、非行などの悩みごとの相談を行います。	青少年課

(2) 居場所の充実

さまざまな理由により、学校生活を送ることが難しい児童生徒のセーフティネットとなる居場所の充実に取り組みます。

取 組	概 要	担当課
教育支援センター	登校が難しい児童生徒が、安心して過ごしたり学んだりできる場所を、学校外に設置するとともに、在籍校と連携して支援します。また、不登校に関する保護者向け相談会も実施します。	学校教育課
サポートルームの設置	教室で過ごすことが難しい児童生徒が、安心して過ごしたり学んだりできる場所を、学校内に順次設置します。	学校教育課

子ども・若者向けワークショップ)))

子ども・若者のダイレクトな意見を把握し、計画策定に反映するために「子ども・若者向けワークショップ」を実施しました。

- 日 程：2023 年 12 月 9 日（土）13：30～16：30
- 会 場：いちのみや中央プラザ体育館 第1・2会議室
- テーマ：「わたしたちが望む社会や生活はどのようなものか」
- 参加者：市内在住・在学の 16～22 歳の子ども・若者（21 人）
- 意見数：251 件

(ワークショップの様子)





共通目標2 子どもや家庭の状況に応じた支援



施策3 児童虐待対策

現状と課題 >>>

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、心身の発達や人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもの生命にかかわる問題であって、その根絶を図らなければなりません。

児童虐待の対応件数は増加傾向にあり、とりわけ本市においては、2018年度には82件でしたが、コロナ禍以後、2023年度には3倍強の258件となりました。引き続き、「子どもを守る地域ネットワーク」として設置した、一宮市要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用して、支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見し、適切な子育て支援を行い、児童虐待の防止に努める必要があります。

また、児童虐待対策は子どもの健やかな成長に不可欠なため、2015年に「一宮市児童虐待対策基本計画」を「一宮市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定してから、今回で3期目の計画策定となります。要保護児童※¹や要支援児童※²、特定妊婦※³を対象とした当計画で必要な現状分析と検討を行い、児童虐待対策を総合的に推進することが重要です。

なお、当施策は、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく、「一宮市児童虐待対策基本計画」として位置づけます。

※1）**要保護児童**：保護者のいない児童又は児童虐待などにより保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

※2）**要支援児童**：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）

※3）**特定妊婦**：若年妊婦、望まない妊娠など、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

一宮市要保護児童対策地域協議会)))

一宮市要保護児童対策地域協議会は「人権・安全等」「教育」「医療」「福祉・保健」それぞれの分野から、関係団体と行政の組織が協働してネットワークを構築しています。

分 野	構成機関	
	関係団体	行 政
人権・安全等	一宮人権擁護委員協議会	名古屋法務局一宮支局
		愛知県警察一宮警察署
		一宮市総合政策部
教 育	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部	一宮市教育委員会
医 療	一般社団法人一宮市医師会	一宮市病院事業部
	一般社団法人一宮市歯科医師会	
福祉・保健	一宮市民生児童委員協議会	愛知県一宮児童相談センター
	一宮市民間保育協会	一宮市市民健康部
	社会福祉法人 照光会	一宮市福祉部（福祉事務所）
	社会福祉法人 清修会	一宮市子ども家庭部

施策の方向性 >>>

（１）児童虐待についての啓発

社会全体で児童虐待の早期発見や予防を図るため、市民に対する啓発活動を推進します。児童虐待を受けている疑いのある子どもを発見した場合の通告を呼びかけるとともに、児童虐待に関する理解を深める活動を行います。

取 組	概 要	担当課
児童虐待の防止啓発	市広報、ウェブサイト、ポスター掲示等さまざまな媒体を活用して児童虐待防止、児童虐待の通告先について啓発を行います。	子ども家庭相談課



(2) 早期発見と対応体制の整備

子どもとの面接調査等を行う相談員を配置するとともに、児童虐待通告を受け付けたときには愛知県一宮児童相談センターと連携して適切に対応するなど、児童虐待の早期発見と対応体制の整備に努めます。

取 組	概 要	担当課
児童虐待の相談支援	児童虐待の相談窓口や通告窓口を設置するとともに、市民等からの虐待通告を、市として一元的に受け付けます。	子ども家庭相談課
こども家庭センターによる総合的な相談支援 【利用者支援事業（こども家庭センター型）】	こども家庭センターを設置し、児童相談（児童虐待）のほか、女性相談、ひとり親家庭相談を連携させ、子どもと家庭の問題について総合的に支援します。 さらに、3か所の保健センターにある母子保健機能とともに、子どもや妊産婦の福祉や母子保健に関する包括的かつ計画的な支援の実施・体制強化を図ります。	健康支援課 子ども家庭相談課

(3) 児童虐待の予防

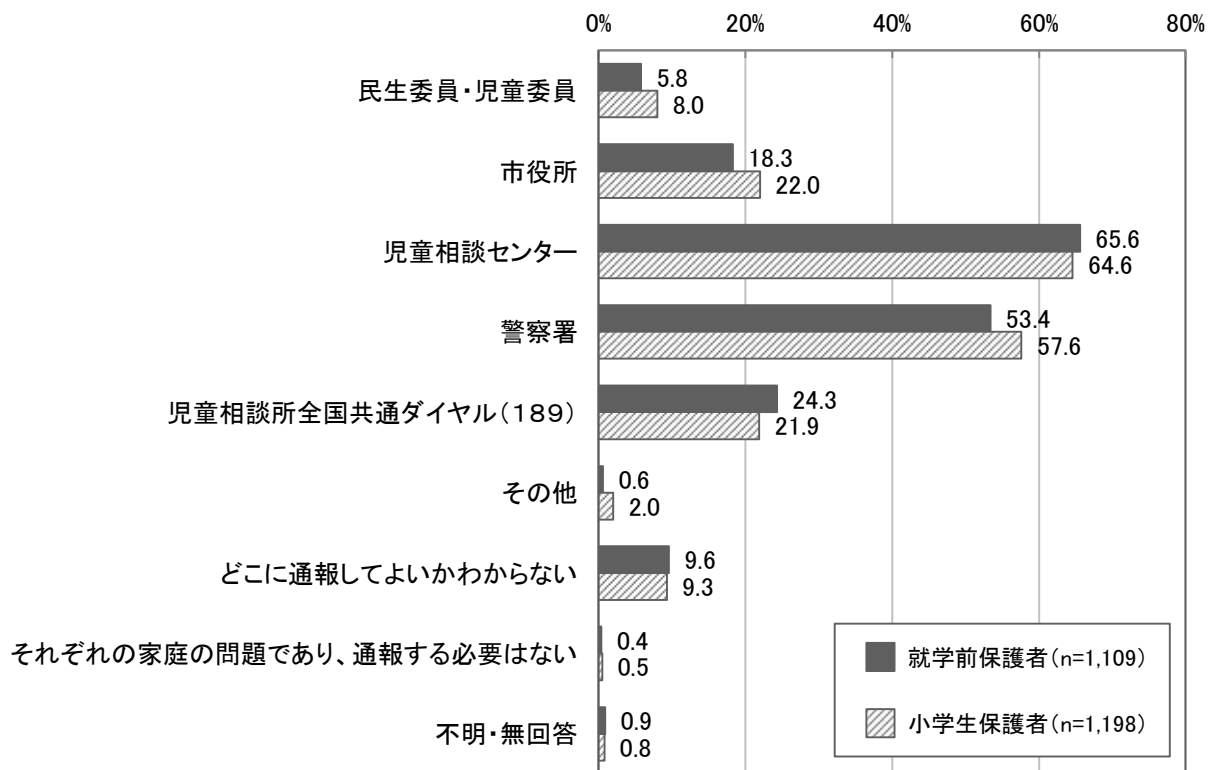
児童虐待の発生や再発の防止に向け、乳児家庭への全戸訪問を行いつつ、こども家庭相談システムの運用による庁内の連携強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会への情報集約を強化し、把握した支援が必要な子ども・家庭に対して、状況に応じて必要とする個別支援を行います。

取 組	概 要	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問事業 【乳児家庭全戸訪問事業】	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問員・保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康支援課
子育て世帯訪問支援事業	要保護児童対策地域協議会、ヤングケアラー対策連絡会議において支援の必要性を判定し、ヘルパーが訪問支援します。	子ども家庭相談課
養育支援訪問事業	要保護児童対策地域協議会において支援の必要性を判定し、保健師が定期訪問します。	子ども家庭相談課
ネットワークによる見守り支援	要保護児童対策地域協議会において情報を集約し、支援が必要な子どもや家庭の見守りを行い、必要な個別支援を行います。	子ども家庭相談課

取 組	概 要	担当課
児童虐待に関する講演会	要保護児童対策地域協議会の活動の一環として講演会を開催し、関係者の能力向上や意識高揚を図るなど、ネットワークの対応能力を強化します。	子ども家庭相談課

児童虐待を発見した場合の通報先の認知度)))

就学前保護者・小学生保護者ともに、「児童相談センター」が最も多く、次いで「警察署」が多くなっています。



資料: ニーズ調査(2023 年)



施策4 ひとり親家庭の自立支援

現状と課題 >>> ひとり親家庭※¹は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、生活全般にさまざまな困難を抱えています。

ひとり親家庭は全般的に厳しい経済状況に置かれており、また、「貧困の世代間連鎖」が不安視されています。このような状況の背景として、結婚、出産により職業生活が中断したことによる就労経験・能力の不足や、ひとり親のため、仕事と子育ての両立が一層困難であることなどが考えられます。これらの問題は子どもの貧困の原因ともされており、ひとり親の就労機会の確保が課題になっています。

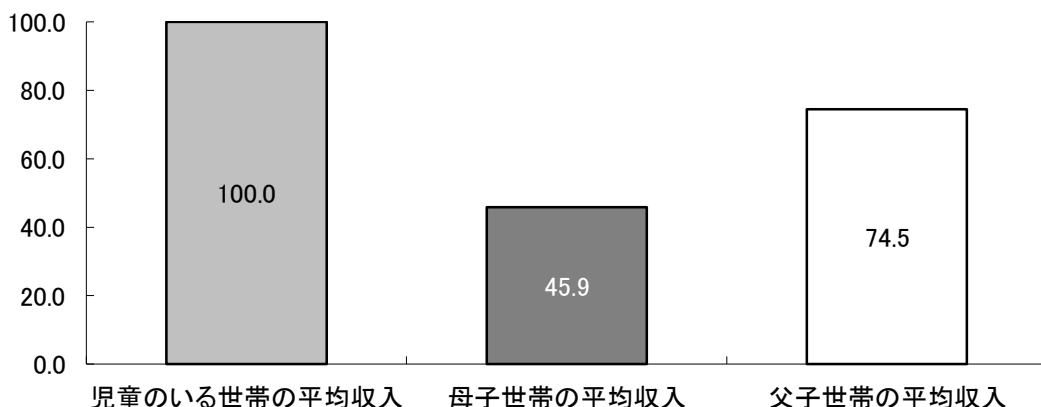
「令和3（2021）年度全国ひとり親世帯等調査」（厚生労働省）によると、2020年の年間収入を基にして、児童のいる世帯の平均収入を「100」とした場合、「母子世帯」の平均収入は「45.9」、「父子世帯」の平均収入は「74.5」となっています。

また、本市の子育て家庭に占めるひとり親家庭の割合は、2015年から2020年にかけて同水準を維持しており、本市の児童扶養手当受給者（2023年度末現在）は、2,424件で、その約96%が母子家庭で占められています。

子どもの健全な成長には生活の安定と自立の促進が不可欠なため、2015年に「一宮市ひとり親家庭等自立促進計画」を「一宮市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定してから、今回で3期目の計画策定となります。母子家庭※²や父子家庭※³、寡婦※⁴の方を対象とした当計画で必要な現状分析と検討を行い、ひとり親家庭に対する支援を総合的に推進していく必要があります。

なお、当施策は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」として位置づけます。

■児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の収入比較（2020年の年間収入）



資料：令和3（2021）年度全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

※1）ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭をいう。

※2）母子家庭：配偶者のない母親が、20歳未満の子どもを育てている家庭をいう。

※3）父子家庭：配偶者のない父親が、20歳未満の子どもを育てている家庭をいう。

※4）寡婦：かつて母子家庭であって、子どもが20歳に到達し、現在も配偶者がいない方をいう。

施策の方向性 >>>

(1) ひとり親の家庭相談

ひとり親家庭の各種相談に応じ、加えて養育費の確保に関する情報提供を行います。

取 組	概 要	担当課
ひとり親の家庭相談	母子・父子自立支援員や就業支援専門員による相談を実施し、家庭の形態にかかわらず、安心して自立した生活が送れるよう支援を行います。	子ども家庭相談課
養育費の確保に向けた情報提供	養育費の確保についての情報収集とその啓発を行います。また、離婚相談などの機会を捉えて、その情報提供に取り組みます。	子ども家庭相談課

(2) 子育てと生活の支援

ひとり親家庭の自立を促進するため、必要な子育てや生活の支援を行います。

また、今後、老朽化した母子生活支援施設のあり方についても検討していく必要があります。

取 組	概 要	担当課
日常生活支援	ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、育児や家事の援助を行います。	子ども家庭相談課
母子生活支援施設の運用・入所相談	一定の事由がある母子が、母子生活支援施設に入所することで、就労、生活、子育て等母子家庭の自立促進を図るための支援を行います。また、その入所に向けた相談を行います。	子ども家庭相談課 朝日荘

(3) 就業支援

ひとり親家庭の母又は父の職業能力向上を図るとともに、就業支援専門員を配置し、きめ細かな就労相談を行います。

取 組	概 要	担当課
自立支援プログラムの策定	自立支援プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、きめ細かな就業・自立支援を行います。	子ども家庭相談課
キャリアカウンセリング	就業支援専門員が個々の家庭状況や職業適性に応じ、キャリア設計を支援します。	子ども家庭相談課



取 組	概 要	担当課
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の母又は父に対して、教育訓練講座の受講料の一部を支給します。	子ども家庭相談課
高等職業訓練促進給付金等の支給	看護師など就職の際に有利な資格を取得するために、養成機関で学んでいるひとり親家庭の母又は父に対し、訓練促進給付金等を支給します。	子ども家庭相談課
母子家庭等就業・自立支援センター事業による総合支援	就業情報の提供や就業支援講習会の実施、弁護士による特別相談、養育費相談などの支援を行います。	子ども家庭相談課
高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた支援	ひとり親家庭の母又は父が高卒認定試験合格をめざし講座を受ける場合、受講費用の一部を支給します。	子ども家庭相談課

（４）ひとり親家庭への経済的支援

児童扶養手当や遺児手当など、各種手当を支給します。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付相談や医療費の助成を行います。

取 組	概 要	担当課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭の母又は父などに対して、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
遺児手当の支給	ひとり親家庭の母又は父などに対して、愛知県と一宮市の遺児手当を支給します。	子育て支援課
遺児一時金の支給	ひとり親家庭の子どもの小中学校の入学時や中学校卒業時に、一時金を支給します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、子どもの修学費用や転居費用など、福祉資金として貸付します。	子ども家庭相談課
母子・父子家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の母又は父とその子どもの医療費について、自己負担分（保険診療分）を全額助成します。	保険年金課
養育費に関する公正証書等の作成費用の補助	ひとり親家庭の自立を促進するため、養育費の継続した履行確保につながる公正証書などの作成費用を補助します。	子ども家庭相談課

施策 5 貧困家庭への支援

現状と課題 >>>

生まれ育った環境によって、子どもの将来が左右されることのないよう、貧困状況にある家庭の子どもが健やかに育まれる環境整備とともに、教育の機会均等などを図ることが重要です。

本市の 2023 年調査では、子育て世帯における相対的貧困率は 8.2%となっています。同じ調査方法ではないため、一概に比較することはできませんが、「2022（令和 4）年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯の貧困率は 10.6%です。

貧困対策を進めていくためには、各家庭への介入の難しさにも対処しつつ、家庭や子どもの状況に応じた相談や多様な支援を進める必要があります。

なお、当施策はこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に基づく計画と位置づけます。

施策の方向性 >>>

（１）貧困家庭への経済的支援

経済的に困窮状態にある家庭に対して、経済的な支援を行います。

取 組	概 要	担当課
助産施設の運用・入所相談	出産費用を用意できない妊婦が、助産施設へ入所することで、安全な出産ができるよう支援します。また、その入所に向けた相談を行います。	子ども家庭相談課 市民病院管理課
低所得世帯等の妊婦への 初回産科受診料の助成	市民税非課税世帯等に属する妊婦に対して、医療機関での妊娠判定に要した費用を助成します。	健康支援課
実費徴収に係る補足給付事業	一定の経済的事由のある保護者に対して、保育園などでかかる費用（日用品や行事費など）の負担を軽減します。 また、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通う子どもの保護者に対して、一定の要件に該当する場合に給食費を補助します。	保育課
市営住宅の申込資格の緩和	小学校就学までの子どもと同居しようとする世帯の方が市営住宅への申込をする際、その資格の収入基準を緩和します。	住宅政策課



取 組	概 要	担当課
就学援助	一定の経済的事由のある保護者に対して、給食費や学用品費などの小中学校でかかる費用の一部を援助します。	学校教育課
奨学資金の交付	学習意欲が高く、修学のための経済的支援の必要があり、出身中学校長の推薦があった高等学校進学者に対し、奨学資金による支援を行います。	教育部総務課
高等学校等の就学助成	高等学校等に在学する生徒の保護者の所得が基準に該当する場合、助成金を交付します。	教育部総務課
進学・就職準備給付金の支給	生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後に進学や就職して自立する際、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。	生活福祉課

（２）生活困窮者への自立支援

生活困窮者が、その困窮状態から脱却できるよう、相談支援を展開します。

取 組	概 要	担当課
生活困窮者の自立相談支援	生活保護に至っていない生活困窮者に対して、困窮状態からの早期脱却を支援するために、困窮者の状態に応じた包括的な相談支援を行い、社会的・経済的な自立を図ります。	福祉総合相談室
生活困窮者への家計改善支援	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計状況を明らかにし、生活再生に向けた意欲を引き出すとともに、健全な家計維持に必要な情報提供や専門的な助言等を行います。	福祉総合相談室
生活困窮者への就労準備支援	複合的な課題があり、就労に向けた準備が整っていない方に対して、その課題の把握・分析を行うとともに、対象者個人に合った就労準備支援プログラムを作成し、社会的・経済的な自立を支援します。	福祉総合相談室

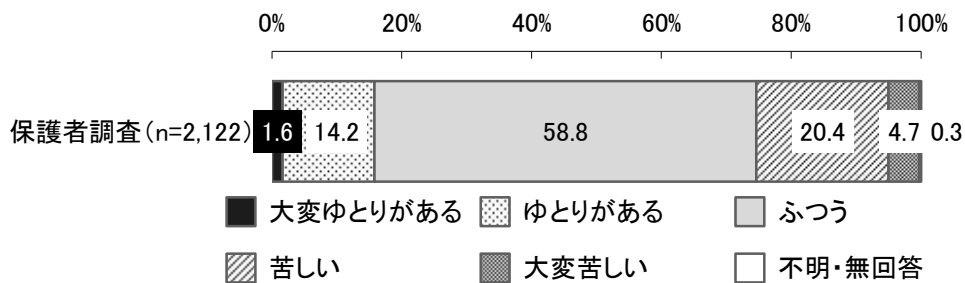
(3) 学習・生活支援

経済的に困窮状態にある家庭の子どもに対して、多様な学びの場を提供するとともに、相談支援等の充実を図ります。

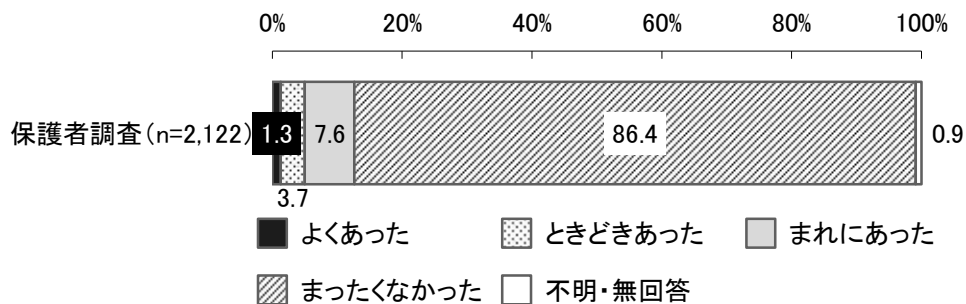
取 組	概 要	担当課
子どもへの学習・生活支援	就学援助費受給世帯等の中学生に対して、高等学校の進学はもとより、就労や将来像の実現に必要な基礎学力の習得・向上をはじめとする、多様な学びの場を提供します。 また、利用者の学習や進路、就労等の将来に関する相談に応じ、情報提供を行います。	福祉総合相談室

子育て世帯の暮らしの状況)))

現在の暮らしの状況をどのように感じているかについては、「大変苦しい」が4.7%、「苦しい」が20.4%となっています。



また、過去1年の間にお金足りなくて家族が必要とする食料が買えないことがあったかについては、「よくあった」が1.3%、「ときどきあった」が3.7%となっています。



資料: 子どもの生活状況調査(2023年)



施策6 障害のある子どもへの支援

現状と課題 >>> 互いに人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」の実現には、子どもの成長に応じた切れ目のない支援が重要です。さらに、「一宮市障害児福祉計画」に基づいた、重層的な支援体制の充実を図る必要があります。

また、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の観点とともに、発達相談との連携や、障害のある子どもの保育・自立支援、家族への支援を進める必要があります。

施策の方向性 >>>

（１）児童発達相談

子育てに関する相談や療育相談などを通じて、早期対応による療育を推進します。

取 組	概 要	担当課
療育相談	児童発達支援センター等で、その相談員が、発達が気になる子どもとその保護者の相談に応じるとともに、子どもの個性に応じた子育ての方法を相談者とともに検討します。	福祉総合相談室 子ども発達支援課
特別支援教育相談会	特別支援学校への入学や特別支援学級への入級について悩みを抱えている保護者を対象に、専門医や学校関係者による相談会を実施します。	学校教育課

（２）障害児の療育・保育

障害のある子どもに対して、障害や発達の状況に応じた療育・保育を行います。

取 組	概 要	担当課
児童発達支援	単独でいずみ学園に通園できる就学前の子どもに対して、一人ひとりに合わせた適切な療育を行います。	子ども発達支援課
心身障害児親子通園	就学前の障害のある子どもとその保護者が一緒に心身障害児親子通園施設（すぎの子教室・たけのこ園・チューリップ教室・はとぼっば）に通園し、集団療育により日常生活の適応能力増進を図ります。	子ども発達支援課

取 組	概 要	担当課
保育園における障害児保育	心身の軽・中度の障害のため特に配慮を要する子どもを、保育園で保育します。	保育課
保育園等への訪問支援	保育園等を利用中の子どもが、集団生活の適応のために専門的な支援が必要な場合、支援員が施設に訪問し、担任とともにその子どもに合った支援方法を検討します。	子ども発達支援課
障害児放課後児童クラブの運営	特別支援学校へ通う障害のある子どもに対し、けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブで支援します。	子育て支援課

（３）障害児の自立促進

障害のある子どもの自立を支援するための取組の充実を図ります。

取 組	概 要	担当課
自立支援補装具の給付	障害のある子どもの身体機能を補うとともに日常生活を円滑に送れるよう、補装具や軽度・中等度難聴児補聴器など、必要な用具の購入・修理にかかる費用の一部を給付します。	障害福祉課
障害児通所支援	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する際に必要となる受給者証を交付し、障害のある子どもの療育や生活能力等の向上を支援します。	障害福祉課
言語訓練	小学校の特別支援学級や特別支援学校小学部に在籍する児童を対象に、明瞭な発音や言語コミュニケーション能力の獲得をめざして、専門家による指導機会を設けます。	学校教育課
特別支援協力員の派遣	主に発達障害のある児童生徒を対象に、特別支援協力員が学習や生活の支援にあたります。	学校教育課
医療的ケア児等総合支援事業の相談体制の整備	医療的ケア児等とその家族に対して、出生後の退院前から就園・就学等に至るまでの切れ目ない支援を行うため、障害者相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置します。	福祉総合相談室



取 組	概 要	担当課
医療的ケア看護師の配置	医療的ケアを必要とする児童生徒が自立して健康を維持・増進できるよう、小中学校において看護師が医療的ケアを提供します。	学校教育課

（４）家族へのサポート

子育てに難しさを感じる保護者等に対してペアレント・プログラムを実施し、精神面でのケアを行います。

取 組	概 要	担当課
ペアレント・プログラム講座 〔親子関係形成支援事業〕	発達障害の可能性のある子どもを持つ保護者が、楽しく子育てに臨む自信をつけられるように、児童の行動の客観的な理解の仕方等を学ぶ講座を実施します。同時に児童や保護者と常に関わりのある保育士、保健師等の受講を促し、指導者の養成を図ります。	健康支援課 保育課 子ども発達支援課

施策7 その他特に支援を要する家庭への支援

現状と課題 >>> 子どもや子育て家庭等が抱える課題は複雑・多様化しており、その解決に向けた多様な支援を進める必要があります。特に、近年では、子どもや若者が家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に行う、ヤングケアラーが問題視されています。それぞれのニーズを的確にくみ取りながら、適切な支援を展開していく必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 困難を抱える子育て家庭への支援

さまざまな事情により困難を抱える子育て家庭に対して、きめ細かな支援を展開します。

取 組	概 要	担当課
産後ヘルプ事業	妊娠8か月から出産後2か月以内の妊産婦で、体調不良のため家事・育児が困難であり、かつ同居親族の支援が受けられない場合に、援助者の紹介・調整を行います。	保育課
産後ケア事業	出産後の心身のケアや保健指導、育児に関する指導や育児サポート等の産後のケアを必要とする方を対象に、医療機関等への宿泊や助産師の家庭訪問により、母親の健康管理、食事・授乳・沐浴指導、相談等を行います。	健康支援課
子育て短期支援事業	保護者の出張や入院などにより宿泊を伴う預かりが必要な場合に、児童養護施設・乳児院・里親宅で子どもを預かります。	子ども家庭相談課
子育て世帯訪問支援事業 (再掲)	要保護児童対策地域協議会、ヤングケアラー対策連絡会議において支援の必要性を判定し、ヘルパーが訪問支援します。	子ども家庭相談課
養育支援訪問事業 (再掲)	要保護児童対策地域協議会において支援の必要性を判定し、保健師が定期訪問します。	子ども家庭相談課



(2) 多子世帯への支援

多子世帯や多胎児世帯の負担軽減を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。

取 組	概 要	担当課
妊婦訪問	妊娠届の提出時に出産・育児への不安の訴えのある方、支援者がいない方、若年・多胎妊婦など、支援を要する妊婦に対して家庭訪問等で保健指導を行うとともに、産後においても、必要に応じて継続的な支援を行います。	健康支援課
多胎児世帯の産後ヘルプ事業の利用補助	妊娠8か月から出産後24か月までの多胎児世帯について、月10時間を上限として「産後ヘルプ事業」の利用費を補助します。	保育課
保育料等の多子減免	保育園等に子ども3人以上が同時に入所している世帯について、保育料や給食費を無料にします。	保育課

(3) 小児医療の負担の軽減

未熟児、小児慢性特定疾病児童などを持つ保護者に対して、医療費等を支援します。

取 組	概 要	担当課
未熟児への養育医療費の給付	出生時の体重が2,000グラム未満、又は医師が入院養育を必要と認めた子どもに対して、医療費の一部を給付します。	保健総務課
小児慢性特定疾病の医療等の給付	小児慢性特定疾病の医療給付申請に基づき、審査会で認定された満18歳未満の子どもに対して、医療費の一部を給付します。	保健総務課

（４）定住外国人に対する支援

定住外国人が行政サービスを円滑に利用できるよう支援を行うとともに、外国人児童生徒に向けた支援の充実を図ります。

取 組	概 要	担当課
窓口における通訳サービスの提供	外国人来庁者に対して、タブレット端末を活用したリアルタイムの通訳サービスを提供することにより、子育てに関する相談、情報提供や円滑な手続を支援します。	情報システム課
日本語ひろばジュニア	日本語指導が必要な外国人児童生徒を対象に、宿題の指導や日本語学習の支援を行います。	一宮市国際交流協会
日本語指導員の派遣	タガログ語、中国語、ポルトガル語などが話せる日本語指導員が小中学校を巡回し、児童生徒の日本語習得や生活課題の解消に向けた支援を行います。	学校教育課

子育て手続のDX化

)))

子育てに関する制度は幅広く多岐にわたるため、子育て世帯への適切な情報提供とともに、手続の簡素化を進めていく必要があります。

一宮市では、お子さんの年齢に応じた情報提供・成長記録・予防接種のスケジュール管理ができるアプリや、公立保育園と公立小中学校で欠席連絡・情報配信ができるアプリを導入しています。

また、放課後児童クラブの入所手続や児童扶養手当の電子申請などDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めています。





共通目標3 子育てを応援する環境づくり



施策8 子育て意識の形成

現状と課題 >>> 全ての子育て家庭が、子どもと子育てに対して「楽しい」という実感を持って向き合うことができるよう、学習機会を提供していく必要があります。さらに、父親の育児参加を促すことも大切です。

また、少子化の進展により、将来、親となる若い世代が、子どもに対する理解を深める機会がないまま成人するケースがあることから、若い世代から子ども・子育てに対する理解を醸成していく必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 男女ともに子育てを行う意識の形成

女性だけに子育ての負担が偏らないよう、男女ともに子育てを行う意識を定着させるための取組を進めます。

取 組	概 要	担当課
男女共同参画意識の定着	男女共同参画情報紙の発行や市広報、ウェブサイトなど、さまざまな媒体を活用して男女共同参画の啓発を行う中で、固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。	政策課
父親の育児参加の促進	担当各課における各種取組や、充実した子育て支援情報の提供を進めるとともに、父親がより参加しやすい事業を実施します。	政策課 健康支援課 保育課 生涯学習課

(2) 若い世代からの子育て意識の形成

少子化により、小さな子どもと接する機会が少なくなっていることから、将来、親となる若い世代が乳児や園児とふれあう機会を提供し、子育ての楽しさを体験できるようにします。

取 組	概 要	担当課
赤ちゃんふれあい体験	中学生以上の学生が子育て中の母親やその赤ちゃんともふれあうことで、子どもや子育てへの理解を深めます。	保育課
中学生による保育園訪問	中学生が、家庭科の「幼児の生活と家族」における単元学習として保育園等を訪問し、園児とふれあうことで、子どもや子育てへの理解を深めます。	学校教育課 (各中学校)

(3) 子育てに関する学習機会の提供

子育てに関する各種講座や講習会、教室を開設することで、学習機会を提供します。

取 組	概 要	担当課
子育て支援センターにおける育児講座の開催	子育てや親子のふれあいなどをテーマに、各種講座・事業を実施します。実施にあたっては、ペアレント・プログラムといったワーク型講座も取り入れて講座の充実に努めます。	保育課
保健センターにおける各種教室の開催	妊娠中の過ごし方や赤ちゃんの健康、栄養などをテーマに、各種教室を開催します。	健康支援課
児童館における幼児教室の開催	地域の幼児と保護者のために児童館を開放するとともに、幼児教室や親子広場などの活動を行います。	子育て支援課
家庭教育の推進に向けた各種講座	子育てに対する不安を解消し、親としての心構えを学ぶための各種講座やセミナーを、子どもの成長段階に合わせて開催します。	生涯学習課



施策9 仕事と子育ての両立支援

現状と課題 >>> 本市における2023年度の共働き世帯は77.0%と、5年前の67.3%と比較して9.7ポイント増加※しています。仕事と子育ての両立を支えるためには、保育環境の充実はもちろん、放課後における児童の預かり体制を整備することで、無理なく「仕事と子育ての両立」ができるような環境づくりを進めていく必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 乳幼児期の教育・保育環境の充実

小学校就学前の子どもを育てる保護者が、安心して仕事と子育てを両立できるよう、多様なサービスの提供に努めます。

取 組	概 要	担当課
利用者支援事業（特定型）	保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう、保育の利用に向けた相談支援を行います。	保育課
教育・保育事業	幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育を行います。	保育課
地域型保育事業	小規模保育や事業所内保育による保育を行います。	保育課
延長保育事業 〔時間外保育事業〕	保育園の通常の開所時間を延長して保育します。	保育課
休日保育	保育園が開所しない日曜日・祝日等の休日に就労する家庭の子どもを、休日に保育します。	保育課
病児保育事業	症状の急変は当面認められないものの、病気の回復期に至っていない児童や病気回復期にあって集団保育が困難な児童で、かつ保護者が仕事等のやむを得ない理由により、家庭において保育できない子どもを預かります。	保育課
医療的ケア児の保育	かくたん 喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもを保育します。	保育課

※P.18のニーズ調査の両親区分のうち、母親・父親ともにフルタイム又はパート・アルバイト等で働いている（産休・育休・介護休業中を含む）世帯の割合を算出

(2) 総合的な放課後対策の充実

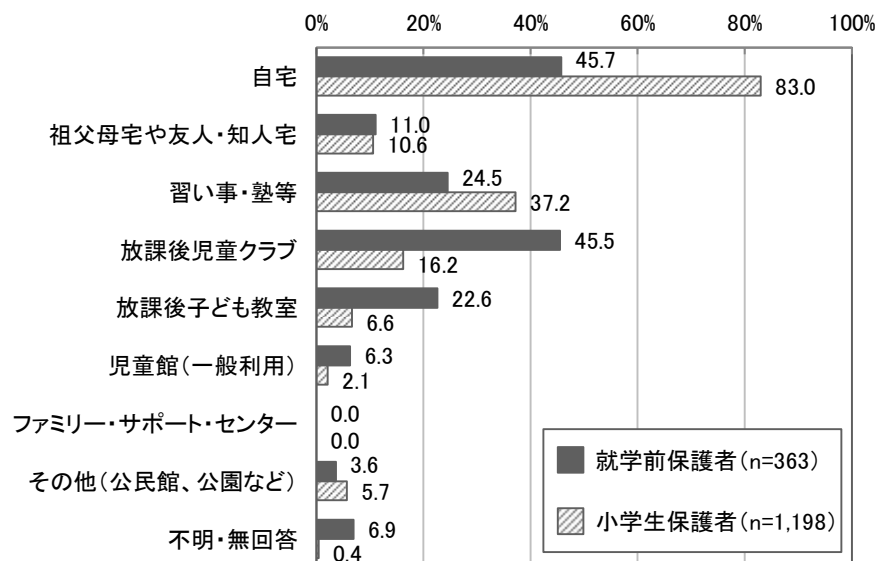
放課後の小学生に生活や遊びの場、活動機会を提供する取組を総合的に推進し、小学生の保護者が安心して仕事と子育てを両立できる基盤を整備するとともに、子どもの健全な育成を図ります。

取 組	概 要	担当課
放課後児童クラブ 〔放課後児童健全育成事業〕	市内の全小学校区において、放課後の子どもの生活・遊びの場を提供し、健全な育成を図ります。	子育て支援課
児童館の運営	市内 25 か所の児童館において、子どもに健全な遊びとその機会を提供します。	子育て支援課
放課後子ども教室の運営	放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行うことができる安心・安全な居場所を、学校施設内に確保し、その健全な育成を図ります。	青少年課

小学生の放課後の過ごし方)))

就学前の保護者への「小学校にあがった際に、どのような場所で放課後を過ごさせたいか」（複数回答）という質問に対しては、「自宅」が 45.7%と最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」が 45.5%、「習い事・塾等」が 24.5%となっています。

一方、小学生の保護者への「お子さんが、放課後をどのような場所で過ごしているか」という質問に対しては、「自宅」が 83.0%と最も多く、次いで、「習い事・塾等」が 37.2%、「放課後児童クラブ」が 16.2%となっています。



資料：ニーズ調査(2023 年)



施策 10 地域の相互援助や自主的な活動の支援

現状と課題 >>> 「子どもを社会全体で育てる」という意識の改革が進み、行政以外にも、地域や企業・NPO法人・市民活動団体の協力が必要となってきます。

また、子どもを連れて外出しやすい環境づくりなど、子育て家庭への配慮も重要な要素となります。

施策の方向性 >>>

(1) 相互援助活動や自主的な活動の支援

子育ての援助をしたい方と援助を受けたい方を組織化するとともに両者の仲介を行い、子育てに関する市民の相互援助を支援します。また、子育てサークルや子ども会、子どもの居場所づくり活動など、自主的な活動に対する支援を行います。

取 組	概 要	担当課
ファミリー・サポート・センター事業 〔子育て援助活動支援事業〕	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方をつなぎ、必要な時に相互の紹介・調整を行います。	保育課
子育てサークルの支援	子育て中の母親等による子育てサークルに対して、活動場所の提供や交流会の開催などの支援を行います。	保育課
家庭教育の支援	乳幼児を持つ親同士の交流の場を提供するとともに、家庭教育についての情報提供を行うため、子育てネットワーカーが企画・運営する交流会等への支援を行います。	生涯学習課
子ども会活動への支援	市内の子ども会を取りまとめる児童育成連絡協議会を通じて、異なる年齢の子ども同士が交流する子ども会活動を支援します。	子育て支援課
地域組織（母親クラブ）への支援	地域組織（母親クラブ）の活動に対して補助金を交付し、運営を支援します。	子育て支援課
子どもの居場所づくりへの支援	子どもを対象とした遊びの体験や食事の提供、学習補助などの居場所づくりに取り組む団体に対して補助金を交付し、運営を支援します。	子育て支援課

取 組	概 要	担当課
登下校時の見守り	地域のボランティアの協力を得ながら、小学生の登下校中の見守りを行います。	学校教育課 (各小学校)

(2) 民間活力の活用による子育て環境の充実

子育てしやすい住宅の建設を促したり、外出への支援を行ったりすることで、子育て環境の充実に図ります。

取 組	概 要	担当課
赤ちゃんの駅	子どもを連れて外出しやすい環境を整備するため、おむつ替えや授乳ができる公共・民間施設を「赤ちゃんの駅」として認定・登録し、アプリで情報提供を行います。 また、市内で開催されるイベント等に、「移動式赤ちゃんの駅」としておむつ替えや授乳のためのスペースを貸し出します。	子育て支援課
子育て世帯向け 民間マンション認定制度	一宮市内に供給される民間の新築マンションのうち、子育て支援に関するハード・ソフト両面での基準を満たすものを「一宮市子育て世帯向け民間マンション」として認定することで、子育てに配慮した居住環境の整備を促します。	住宅政策課



<<< ステージ目標 >>>

ステージ目標 1 安心して生み育てられるための支援 ～妊娠期・乳幼児期～



施策 1 産前・産後の親子の健康づくり

現状と課題 >>> 妊産婦の自主的な健康づくりへの支援とともに、産前から産後にかけて切れ目のない支援を進めていくことが大切です。産前・産後の切れ目のない支援体制の整備とともに、一人ひとりの乳幼児の発育・発達に応じた健康づくりを支援していく必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 妊娠・出産期の支援

妊産婦の健康の保持、ならびに異常の早期発見・早期治療を図ります。

また、妊婦の健康管理や早期治療のために重要な妊婦健康診査については、受診者・受診回数の増加をめざした啓発に努めるとともに、不妊治療や安全な出産に向けた対策を推進します。

取 組	概 要	担当課
こども家庭センターによる 総合的な相談支援 〔利用者支援事業（こども家庭 センター型）〕 （再掲）	こども家庭センターを設置し、児童相談（児童虐待）のほか、女性相談、ひとり親家庭相談を連携させ、子どもと家庭の問題について総合的に支援します。 さらに、3か所の保健センターにある母子保健機能とともに、子どもや妊産婦の福祉や母子保健に関する包括的かつ計画的な支援の実施・体制強化を図ります。	健康支援課 子ども家庭相談課
妊婦等包括相談支援事業	こども家庭センターの母子保健機能として、妊婦やその配偶者等に対して、面談等により保健師等が専門的な見地から、情報提供や相談支援を行います。	健康支援課

取 組	概 要	担当課
妊婦訪問（再掲）	妊娠届の提出時に出産・育児への不安の訴えのある方、支援者がいない方、若年・多胎妊婦など、支援を要する妊婦に対して家庭訪問等で保健指導を行うとともに、産後においても、必要に応じて継続的な支援を行います。	健康支援課
妊婦健診 〔妊婦健康診査〕	妊婦健康診査受診票を交付することで、妊婦が医療機関や助産所で健康診査を受けられるようにします。	健康支援課
保健センターにおける 各種教室の開催（再掲）	妊娠中の過ごし方や赤ちゃんの健康、栄養などをテーマに、各種教室を開催します。	健康支援課
地域周産期母子医療センター	切迫早産・胎児発育不全などリスクの高い妊産婦や新生児に対して、適切な医療体制を提供します。	市民病院管理課
不妊・不育症相談	不妊・不育症に悩む夫婦等に対して、検査や治療に関する専門的な相談の機会を提供します。	健康支援課

（２）産後の支援

乳児のいる全ての家庭に対して、出産後できる限り早期に訪問し、情報提供や育児相談を実施します。さらに、子育て環境や母子の状態を確認し、必要な場合は早期支援につなげます。

取 組	概 要	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問事業 〔乳児家庭全戸訪問事業〕 （再掲）	生後４か月までの乳児がいる全家庭を訪問員・保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康支援課
新生児・産婦訪問	生後２８日以内の新生児や産婦の家庭を、希望により助産師が訪問し、子どもの発育の確認や親の相談に応じます。	健康支援課
産婦の健康診査	産婦健康診査受診票を交付することで、出産後８週までの産婦が医療機関で健康診査を受けられるようにします。 また、健康診査の結果、指導が必要と判断された産婦に対しては保健指導等の支援を行います。	健康支援課



取 組	概 要	担当課
産後ヘルプ事業（再掲）	妊娠8か月から出産後2か月以内の妊産婦で、体調不良のため家事・育児が困難であり、かつ同居親族の支援が受けられない場合に、援助者の紹介・調整を行います。	保育課
産後ケア事業（再掲）	出産後の心身のケアや保健指導、育児に関する指導や育児サポート等の産後のケアを必要とする方を対象に、医療機関等への宿泊や助産師の家庭訪問により、母親の健康管理、食事・授乳・沐浴指導、相談等を行います。	健康支援課
保健センターにおける 育児相談	保健師・栄養士・歯科衛生士・心理相談員が発育・発達・育児などの相談を行います。	健康支援課

（３）子どもの健康づくり支援

健康診査や食育の啓発等を行うことで、子どもの健康管理を支援します。

取 組	概 要	担当課
乳幼児の健康診査	身体計測、内科診察、歯科健診、育児・栄養・言葉についての保健指導等を実施します。	健康支援課
予防接種の実施	感染症を予防し、子どもの健康を守るため、予防接種法等に基づいた予防接種を実施します。	保健予防課
食育教室等の実施	離乳食や幼児食の教室を開催するほか、市ウェブサイトで食育の知識についての情報発信を行います。	健康支援課

施策2 子育ての不安や負担の軽減

現状と課題 >>>

核家族化により、身近に相談相手がないことから、子育てへの不安や孤立感を覚える親は多く、心的負担の軽減を図ることが必要です。そのため、行政による子育て情報の提供はもちろん、子育ての相談体制を充実させることが重要になってきます。また、親子の交流の場や学習機会、子どもの体験の場などを提供することで、子育ての楽しさを感じてもらうことも大切です。

2023年に本市が実施したニーズ調査の結果からは、子育てに関する悩みとして、「子育てへの経済的負担」が大きいと答える割合が高いことから、経済的な不安の軽減を図ることが重要です。

施策の方向性 >>>

(1) 子育て支援情報の提供

子育てに関する制度などの必要な情報を提供します。

取組	概要	担当課
子どもの事故予防	中央子育て支援センターで、家庭内の子どもの事故予防に関するパネル展示をすることで、事故予防の啓発をします。	保育課
子育て支援情報紙の発行	子育て支援センター情報紙などの発行・配布によって、子育てに関する情報を提供します。	保育課
おやこ手帳アプリの運用	アプリを活用することで、健診や予防接種の予定管理、子どもの成長の記録など個別に情報を管理できる環境を提供するとともに、妊娠・子育て期に役立つ子育て情報を提供します。	子育て支援課
子育て写真カタログサイトの公開	子育てに役立つ市内公共施設の情報をカタログサイトとして作成し、オープンデータとして公開します。	子育て支援課



(2) つながる相談支援

こども家庭センターの設置など総合的な相談支援とともに、子育てに係るさまざまな問題について、きめ細かな相談に応じる体制整備に努めます。

取 組	概 要	担当課
こども家庭センターによる 総合的な相談支援 〔利用者支援事業（こども家庭 センター型）〕 （再掲）	こども家庭センターを設置し、児童相談（児童虐待）のほか、女性相談、ひとり親家庭相談を連携させ、子どもと家庭の問題について総合的に支援します。 さらに、3か所の保健センターにある母子保健機能とともに、子どもや妊産婦の福祉や母子保健に関する包括的かつ計画的な支援の実施・体制強化を図ります。	健康支援課 子ども家庭相談課
利用者支援事業 （地域子育て相談機関）	身近な地域においても、子育て支援に関する情報提供や子育てに関する相談に対応し、必要に応じてこども家庭センターと連携・調整を行います。	保育課
助産施設の運用・入所相談 （再掲）	出産費用を用意できない妊婦が、助産施設へ入所することで、安全な出産ができるよう支援します。また、その入所に向けた相談を行います。	子ども家庭相談課 市民病院管理課
こんにちは赤ちゃん訪問事業 〔乳児家庭全戸訪問事業〕 （再掲）	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問員・保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康支援課
子育て支援センターにおける 子育て相談の開催	子育て支援センターにおいて、保育士による子育て相談を行います。	保育課

(3) 子育て世帯の交流や体験の場の提供

子育て世帯の交流の場や子どもの体験の場を提供することで、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。

取 組	概 要	担当課
子育て支援センター事業 〔地域子育て支援拠点事業〕	子育て支援センターや子育てひろばを開設し、子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場や子どもたちの体験の機会を提供します。	保育課

取 組	概 要	担当課
移動子育て支援センター事業	臨時の子育て支援センター（こっこ号）を開 設し、公共施設等へ巡回することで、交流の 場を提供します。	保育課
子育て支援センターにおける 育児講座の開催（再掲）	子育てや親子のふれあいなどをテーマに、各 種講座・事業を実施します。実施にあたって は、ペアレント・プログラムといったワーク 型講座も取り入れて講座の充実に努めます。	保育課
子育てサークルの支援（再掲）	子育て中の母親等による子育てサークルに 対して、活動場所の提供や交流会の開催な どの支援を行います。	保育課
保育園における園庭開放	未就園児の親子を対象に、公立保育園の園庭 を遊び場・交流の場として開放します。	保育課
児童館における幼児教室の 開催（再掲）	地域の幼児と保護者のために児童館を開放 するとともに、幼児教室や親子広場などの 活動を行います。	子育て支援課
家庭教育の推進に向けた 各種講座（再掲）	子育てに対する不安を解消し、親としての 心構えを学ぶための各種講座やセミナー を、子どもの成長段階に合わせて開催しま す。	生涯学習課
家庭教育の支援（再掲）	乳幼児を持つ親同士の交流の場を提供する とともに、家庭教育についての情報提供を 行うため、子育てネットワーカーが企画・運 営する交流会等への支援を行います。	生涯学習課
ブックスタート	4 か月児の健康診査時、保護者に絵本を読 み聞かせることの大切さを説明するととも に、赤ちゃんを交えて実際の読み聞かせを し、絵本を配付します。	図書館管理課
赤ちゃん&こどもアート 鑑賞会	乳幼児から小学生を持つ保護者にも気軽に 美術館に足を運び、アートを楽しんでもら う機会を提供します。	三岸節子記念美術館
幼年消防クラブ	就学前の園児を対象に、火災予防につい ての関心を深めるため、消防施設の見学や体 験、消防機器の取り扱い実習などを行いま す。	予防課
幼児環境教育	子どもたちがさまざまな体験や活動を通じ て、豊かな環境とその恵みを大切に思う心 を育みます。	環境政策課



(4) 子育ての経済的な負担の軽減

手当の支給や各種助成により、子育てに伴う経済的な負担の軽減を図ります。

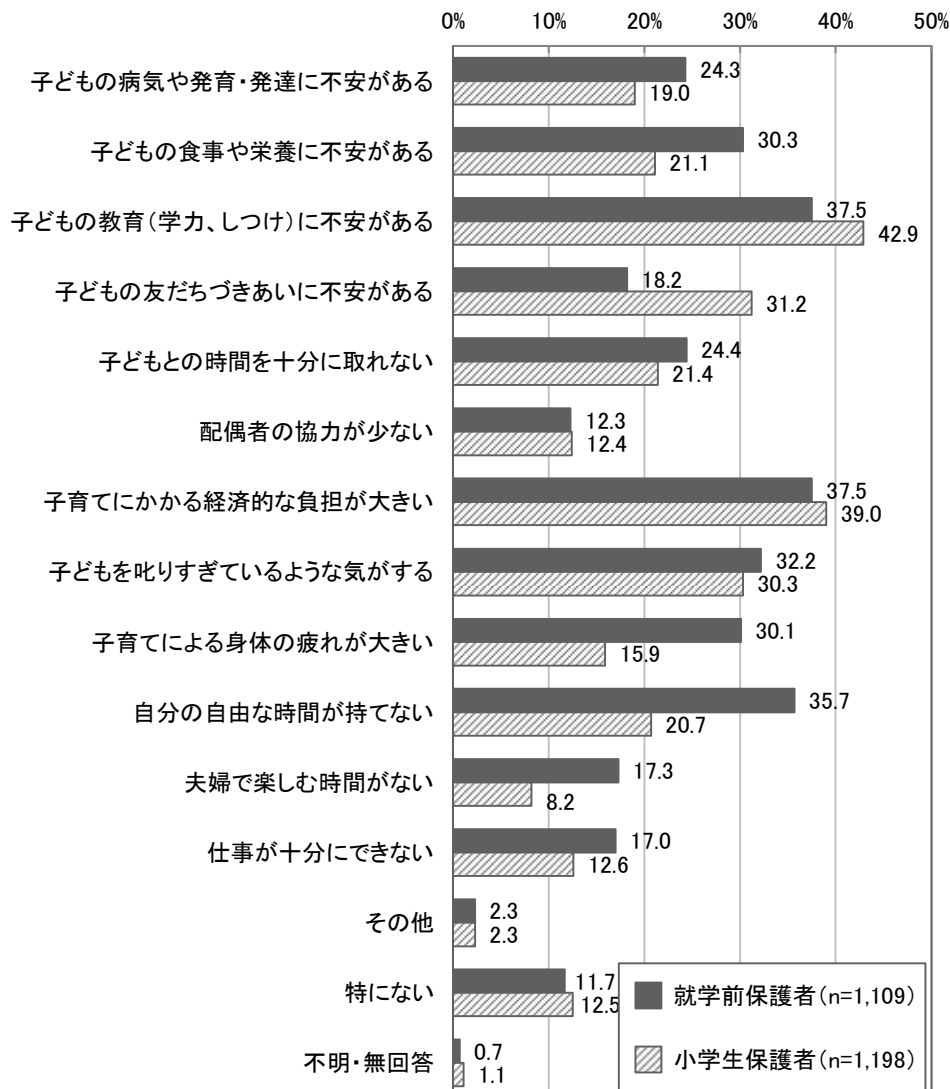
取 組	概 要	担当課
いちのみやし出産準備応援 給付金の支給	妊娠期から出産・子育て期まで身近で相談・ 支援を行う伴走型相談支援と併せて、出産 育児関連用品の購入等における負担軽減を 図ります。	健康支援課
いちのみやし子育て応援 給付金の支給	妊娠期から出産・子育て期まで身近で相談・ 支援を行う伴走型相談支援と併せて、子育 て支援サービスの利用等における負担軽減 を図ります。	健康支援課
児童手当の支給	児童手当法に基づき、高校生年代（18 歳年度 末）までの子どもを育てる世帯に児童手当を 支給します。	子育て支援課
子ども医療費の助成	中学生までの入院・通院医療費の自己負担 分（保険診療分）を全額助成します。 また、高校生世代の入院医療費の自己負担 分（保険診療分）を全額助成します。	保険年金課
多胎児世帯の産後ヘルプ事業 の利用補助（再掲）	妊娠 8 か月から出産後 24 か月までの多胎児 世帯について、月 10 時間を上限として「産 後ヘルプ事業」の利用費を補助します。	保育課
いちみんクローゼット	家庭で使わなくなったベビー服・子ども服 を引き取り、必要としている方へ無償で譲 ります。	収集業務課
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育園などに入所する 3～5 歳児、 市民税非課税世帯の 0～2 歳にかかる保育 料を無料にします。 また、幼児教育・保育の無償化の対象外の子 どもを対象とした、多様な集団活動を利用 する 3 歳児以上の子どものいる世帯対し て、利用料の一部を給付します。	保育課
実費徴収に係る補足給付事業 （再掲）	一定の経済的事由のある保護者に対して、 保育園などでかかる費用（日用品や行事費 など）の負担を軽減します。 また、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚 園に通う子どもの保護者に対して、一定の要 件に該当する場合に給食費を補助します。	保育課

取 組	概 要	担当課
保育料等の多子減免（再掲）	保育園等に子ども3人以上が同時に入所している世帯について、保育料や給食費を無料にします。	保育課
就学援助（再掲）	一定の経済的事由のある保護者に対して、給食費や学用品費などの小中学校でかかる費用の一部を援助します。	学校教育課

子育てに関して悩んでいること、気になること)))

子育てに関して悩んでいること、気になることとしては、就学前と小学生の保護者ともに、「子どもの教育（学力、しつけ）に不安がある」と「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が多くなっています。

一方、子どもが小学生になると、「自分の自由な時間が持てない」が大きく減少し、「子どもの友だちづきあいに不安がある」が多くなっています。



資料：ニーズ調査(2023年)



施策3 幼児教育・保育提供体制の確保

現状と課題 >>>

幼稚園、保育園、認定こども園などの教育・保育施設は、乳幼児期の子どもの成長を支えるために重要な社会基盤です。

本市における2023年度調査では、定期的な教育・保育事業の利用状況は、保育園（認可保育所）が61.0%、次いで幼稚園（通常の就園時間）が26.3%となっています。

幼児教育・保育の利用希望の意向を的確に捉えながら、ニーズに見合ったサービスを提供していく必要があります。

施策の方向性 >>>

（1）幼児教育・保育提供体制の確保

幼稚園、保育園、認定こども園など常時の教育・保育施設や事業を充実させるとともに、乳幼児期における質の高い教育や保育を提供します。

取組	概要	担当課
利用者支援事業（特定型） （再掲）	保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう、保育の利用に向けた相談支援を行います。	保育課
教育・保育事業（再掲）	幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育を行います。	保育課
地域型保育事業（再掲）	小規模保育や事業所内保育による保育を行います。	保育課

施策4 多様な保育ニーズへの対応

現状と課題 >>> 本市における女性の労働力は増加傾向で、いわゆるM字カーブの谷の部分は浅くなる傾向にあります。このことは女性の社会参加が進んでいることのあらわれともいえます。

女性の就業や社会参加が増加傾向にある中、保育ニーズは多様化しており、子どもの置かれた状況に配慮しながら、保育ニーズに対応していく必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 一時預かり体制の充実

「こども誰でも通園制度」の実施をはじめ、保護者のさまざまなニーズに応じて一時的に子どもを預かる体制を充実させることで、保護者の社会参加の促進や子育てに伴う負担の軽減を図ります。

取 組	概 要	担当課
こども誰でも通園制度 〔乳児等通園支援事業〕	保育園等に入園していない0歳6か月から満3歳未満の子どもがいる家庭に対して、就労要件等を問わず柔軟に利用できる通園制度を実施します。	保育課
子ども一時預かり事業 〔一時預かり事業〕	中央子育て支援センター内の施設で、保護者のリフレッシュを目的に子どもを預かります。	保育課
一時保育事業 〔一時預かり事業〕	保育園において、保護者の短時間就労や社会参加等で、一時的に子どもを預けたいという家庭の子どもを預かります。	保育課
延長保育事業 〔時間外保育事業〕（再掲）	保育園の通常の開所時間を延長して保育します。	保育課
休日保育（再掲）	保育園が開所しない日曜日・祝日等の休日に就労する家庭の子どもを、休日に保育します。	保育課
病児保育事業（再掲）	症状の急変は当面認められないものの、病気の回復期に至っていない児童や病気回復期にあって集団保育が困難な児童で、かつ保護者が仕事等のやむを得ない理由により、家庭において保育できない子どもを預かります。	保育課



取 組	概 要	担当課
子育て短期支援事業（再掲）	保護者の出張や入院などにより宿泊を伴う預かりが必要な場合に、児童養護施設・乳児院・里親宅で子どもを預かります。	子ども家庭相談課
ファミリー・サポート・センター事業 〔子育て援助活動支援事業〕 （再掲）	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方をつなぎ、必要な時に相互の紹介・調整を行います。	保育課

（２）配慮を必要とする乳幼児への対応

集団生活への適応のために専門的な支援が必要な子どもや、心身の軽・中度の障害のため特に配慮を要する子どもなど、特別な支援を必要とする保育ニーズに対応した保育環境を提供します。

取 組	概 要	担当課
保育園における障害児保育 （再掲）	心身の軽・中度の障害のため特に配慮を要する子どもを、保育園で保育します。	保育課
保育園等への訪問支援（再掲）	保育園等を利用中の子どもが、集団生活の適応のために専門的な支援が必要な場合、支援員が施設に訪問し、担任とともにその子どもに合った支援方法を検討します。	子ども発達支援課
医療的ケア児の保育（再掲）	かくたん 喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもを保育します。	保育課

ステージ目標2 子どもが健やかに育つ環境づくり ～学童期・思春期～



施策5 安心・安全な子どもの生活環境づくり

現状と課題 >>> 子どもが巻き込まれる事故や犯罪被害があとを絶たないことから、子ども

たちを守るための対策強化を進めていく必要があります。また、近年、全国各地で地震や風水害等の自然災害も頻発しており、子どもの頃から防災・減災意識を高めることも大切です。

子どもが生活のあらゆる場面で事故や犯罪等に巻き込まれないよう、そして、子ども自身がその認識を高められるよう、事故や犯罪等の防止対策の充実を図るとともに、保護者を含めた周知・啓発を進めていくことが欠かせません。

加えて、子どもにとって楽しく遊べる、安心・安全な遊び場を提供するとともに、維持していく必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 防犯・防災・事故予防

子どもの防犯・防災意識の向上を目的とした学習機会の提供とともに、事故予防に向けた取組を推進します。

取 組	概 要	担当課
登下校時の見守り（再掲）	地域のボランティアの協力を得ながら、小学生の登下校中の見守りを行います。	学校教育課 （各小学校）
セルフディフェンス講座	児童生徒とその保護者を対象に、不審者やいじめ対策など具体的な方法を、専門家から学びます。	学校教育課 （各小中学校）
交通安全教室	認定こども園、幼稚園、保育園、学校などで交通安全教室を開催し、子どもの交通事故予防を推進します。	市民協働課



取 組	概 要	担当課
防犯教室	小学校1年生を対象に防犯教室を開催し、危険回避の方法について啓発を行います。	市民協働課
親子防災教室	小学生とその保護者を対象に、地域・家庭における風水害や地震の際、適切な対応がとれるよう、防災の知識を楽しみながら学びます。	危機管理課

（２）安全な遊び場の確保

児童遊園や、ちびっ子広場など、子どもが身近で安全に遊べる場所を提供します。

取 組	概 要	担当課
児童遊園・ちびっ子広場の管理	身近で安全な子どもの遊び場として過ごせる、児童遊園・ちびっ子広場の管理に努めます。	子育て支援課
都市公園の管理	子どもたちはもちろん、誰もが安全に利用できるよう、都市公園等の管理に努めます。	公園緑地課

施策6 子どもの居場所づくり

現状と課題 >>> 地域のつながりの希薄化や少子化の進展に伴い、子ども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少することにより、子どもが地域コミュニティの中で育つことが難しくなります。

本市では、遊びや学習の場として、児童館、放課後児童クラブ、放課後子ども教室など、子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

また、子どもが自分らしく安心して過ごせる、子どもの視点に立った多様な居場所づくりを進める必要があります。

施策の方向性 >>>

(1) 既存の地域資源を活かした居場所

児童館や放課後子ども教室など、既存施設を活用し、異なった年齢の集団の中で、遊びや多様な体験、学習機会を通じて成長できる機会を提供します。

取組	概要	担当課
児童館の運営（再掲）	市内 25 か所の児童館において、子どもに健全な遊びとその機会を提供します。	子育て支援課
放課後児童クラブ 【放課後児童健全育成事業】 （再掲）	市内の全小学校区において、放課後の子どもの生活・遊びの場を提供し、健全な育成を図ります。	子育て支援課
放課後子ども教室の運営 （再掲）	放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行うことができる安心・安全な居場所を、学校施設内に確保し、その健全な育成を図ります。	青少年課

(2) 関係機関と連携した居場所

行政等の関係機関との連携を図りつつ、支援の必要性が高い子どもの居場所づくりを進めます。

取組	概要	担当課
障害児放課後児童クラブの運営（再掲）	特別支援学校へ通う障害のある子どもに対し、けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブで支援します。	子育て支援課



取 組	概 要	担当課
教育支援センター（再掲）	登校が難しい児童生徒が、安心して過ごしたり学んだりできる場所を、学校外に設置するとともに、在籍校と連携して支援します。また、不登校に関する保護者向け相談会も実施します。	学校教育課
サポートルームの設置（再掲）	教室で過ごすことが難しい児童生徒が、安心して過ごしたり学んだりできる場所を、学校内に順次設置します。	学校教育課

（３）多様な居場所づくり

行政以外のＮＰＯ法人等が運営する子どもの居場所づくりを支援することで、多様な居場所を確保します。

取 組	概 要	担当課
子どもの居場所づくりへの支援（再掲）	子どもを対象とした遊びの体験や食事の提供、学習補助などの居場所づくりに取り組む団体に対して補助金を交付し、運営を支援します。	子育て支援課

子どもの居場所が求められている背景 ｝ ｝ ｝

安心して過ごすことができる「居場所」があることは、子どもが健やかに成長してくうえで不可欠な要素です。「子どもの居場所」というと、第一に「家庭」、第二に「学校」があげられます。以前は、これらの場所に加えて、公園、友だちの家、祖父母や親戚の家といった場所も「子どもの居場所」として機能していました。

しかしながら、少子化や核家族化、共働き家庭の増加によって、子どもが、家庭でひとりで過ごす機会が増え、また、地域とのつながりの希薄化や価値観の多様化などの影響もあり、これまでの「子どもの居場所」が機能しづらくなってきています。

こういった状況の中、昨今では多様な居場所づくりが重要視されています。



施策7 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

現状と課題 >>> 遊びや多様な体験など、子どもがさまざまな活動を通じて成長できる機会や、豊かな心を育む環境の整備を進める必要があります。

また、子どもたちが創造力や感性を高めることができるよう、スポーツや歴史、美術、読書、その他さまざまな体験の機会を提供するとともに、子どもたちが取得しやすい形での情報発信も必要です。

施策の方向性 >>>

(1) 子ども向け情報の発信

市公式ウェブサイトにおける子ども向けページの運用や、子ども情報紙の発行を通じた情報発信に取り組みます。

取 組	概 要	担当課
「いちのみやしキッズページ」の公開	子どもたちが一宮市について理解を深めるとともに、サイトを通じて自発的に学習したり、情報機器の使い方を学んだりする機会を設けます。	広報課
「いちのみや子ども情報紙キッズi」の発行	小中学生に対してさまざまな学習・体験活動や各種イベント等の情報提供を行います。	青少年課
SNSを活用した情報発信	市の各種イベント情報等を市のSNSで発信します。	広報課ほか

(2) 多様な体験活動

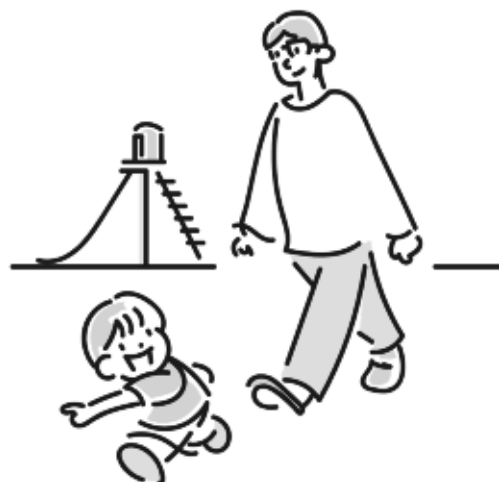
遊びや体験、読書などの多様な体験活動を通じて、子どもが成長する機会の充実に努めます。

取 組	概 要	担当課
子どもの読書活動の推進	読書通帳の配布や、各図書館におけるボランティア等による読み聞かせ会、除籍図書の公共施設への配布など、子どもの読書を支える活動を進めます。	図書館管理課



取 組	概 要	担当課
学校外活動	小学生を対象に、体験等を中心としたキッズチャレンジ、ジュニア教室、子どもわくわく学習会などを開催します。	青少年課
児童文化教室	子ども文化広場図書館等で、児童の創造性の育成、個性と能力の伸展を図るため、小学生を対象とした文化教室を開催します。また、児童の自発性が尊重される教室づくりに努めます。	図書館管理課
一宮の歴史を楽しく学ぶ場の提供	博物館や尾西歴史民俗資料館で、各種講座やイベントを開催することで、子どもたちが歴史や民俗などを総合的に学ぶ機会や体験の場を設けます。	博物館 尾西歴史民俗資料館
芸術に親しむためのプログラムの提供	三岸節子作品をはじめとしたアートに親しんでもらうための、鑑賞や工作等の教育プログラムを実施します。	三岸節子記念美術館
子どもが参加できるスポーツイベントの開催	マラソンや相撲の大会を開催し、楽しく運動する機会を提供します。	スポーツ課
スポーツ・文化施設の管理	一宮市総合体育館や市民会館、地域文化広場などの施設を管理することで、スポーツや文化の体験活動の基盤を支えます。	指定管理課
こどもボランティアスクール	小学生を対象にボランティアスクールを実施することで、社会福祉への理解と関心を高めるとともに、社会奉仕、社会連帯の精神を養います。	社会福祉協議会
障害者への理解を深めるための体験活動	小学生を対象とした盲導犬に関する学習や、楽しみながら点字・手話を体験する機会を設け、障害者福祉への理解を深めます。	社会福祉協議会
環境問題を通じた学習	各種講座やイベントを開催することで、環境問題に関心を持ってもらうとともに、「自ら気づき、考え、行動する力」を養います。	環境政策課
資源を有効活用するための環境学習	いちのみやエコスクール運動や、環境に配慮した料理教室、ごみ減量親子モニターなど、ごみ問題やエネルギー問題といった環境資源の大切さを考えます。	廃棄物対策課
入学記念樹の配付	小学校へ入学する児童に対して入学を祝うとともに、緑や自然を大切にする心を育むことを目的として、記念樹を配付します。	公園緑地課

取 組	概 要	担当課
少年消防クラブ	小学校5・6年生を対象に、火災予防についての関心を深めるため、消防施設の見学や体験、消防機器の取り扱い実習などを行います。	予防課
上下水道施設の見学	ライフラインの維持管理の重要性を周知するとともに、上下水道事業への理解を深めるため、佐千原浄水場や東部浄化センターの見学ツアーを実施します。	施設保全課
子ども会活動への支援（再掲）	市内の子ども会を取りまとめる児童育成連絡協議会を通じて、異なる年齢の子ども同士が交流する子ども会活動を支援します。	子育て支援課
都市公園の管理（再掲）	子どもたちはもちろん、誰もが安全に利用できるよう、都市公園等の管理に努めます。	公園緑地課





ステージ目標3 次世代を担う青少年や若者への支援 ～思春期・青年期～



施策8 青少年の健全育成

現状と課題 >>> 急激な情報化社会の進展は、さまざまな有益な情報のみならず、青少年にとって有害な情報ももたらし、犯罪被害に巻き込まれやすい状況を生み出しています。

また、SNSなどコミュニケーションツールの変化に伴い、生活様式の変化や価値観の多様化、人間関係の希薄化が進み、青少年の心身の発達に少なからず影響を及ぼしています。

青少年が将来豊かな社会生活を送り、また、主体性を持って社会参加できるよう、さまざまな体験活動を通じて、青少年の健全育成に取り組んでいく必要があります。

なお、当施策は「施策9 若者等への相談・支援」とともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく計画として位置づけます。

施策の方向性 >>>

(1) 地域とともに行う啓発活動

地域ぐるみで、青少年を取り巻く環境の向上に向けた取組を進めます。

取 組	概 要	担当課
青少年健全育成事業	青少年が心身ともに健やかに育つ地域環境を整えるため、地域ぐるみの市民運動、青少年指導委員による街頭指導、青少年健全育成推進大会の開催等を行います。	青少年課
地域青少年育成会活動への支援	地域で行われるパトロール活動や広報活動などの青少年の健全育成会活動に対して、活動費を補助します。	青少年課
「青少年のネット安全・安心講座～みんなのネットモラル塾～」の活用	青少年のインターネット適正利用に向けて、愛知県が実施する「青少年のネット安全・安心講座～みんなのネットモラル塾～」の活用を促します。	青少年課

(2) 体験活動等を通じた成長できる場の提供

発達段階に応じた、さまざまな体験機会を提供することで、青少年の社会性を育成します。

取 組	概 要	担当課
子どもの読書活動の推進 (再掲)	読書通帳の配布や、各図書館におけるボランティア等による読み聞かせ会、除籍図書の公共施設への配布など、子どもの読書を支える活動を進めます。	図書館管理課
中学生による保育園訪問 (再掲)	中学生が、家庭科の「幼児の生活と家族」における単元学習として保育園等を訪問し、園児とふれあうことで、子どもや子育てへの理解を深めます。	学校教育課 (各中学校)
中学生未来リーダー育成塾	生徒が主体的に課題解決に取り組み、コミュニケーション能力や自己表現力を高めることで、将来、社会で活躍できる人材の育成をめざします。	学校教育課
青年文化教室	青年が若い世代同士の交流を深めながら学習活動が続けていけるよう、さまざまな教室を開催します。	青少年課
「いちのみや子ども情報紙 キッズi」の発行(再掲)	小中学生に対してさまざまな学習・体験活動や各種イベント等の情報提供を行います。	青少年課
公共施設を活用した学習室の 設置	テスト期間中に、市役所本庁舎・木曽川庁舎に学習室を設置します。	青少年課
図書館における学習室の設置	中央図書館、尾西図書館、玉堂記念木曽川図書館、子ども文化広場図書館に学習室を設置し、学生はもちろん、市民の誰もが学習できる場を提供します。	図書館管理課
こどもクッキングいちのみや	中学生とその保護者を対象に、市内高等学校や事業者、市民ボランティアの協力を得て、食の大切さ、地産地消についての学習機会を設けます。	健康支援課
子ども会活動への支援(再掲)	市内の子ども会を取りまとめる児童育成連絡協議会を通じて、異なる年齢の子ども同士が交流する子ども会活動を支援します。	子育て支援課



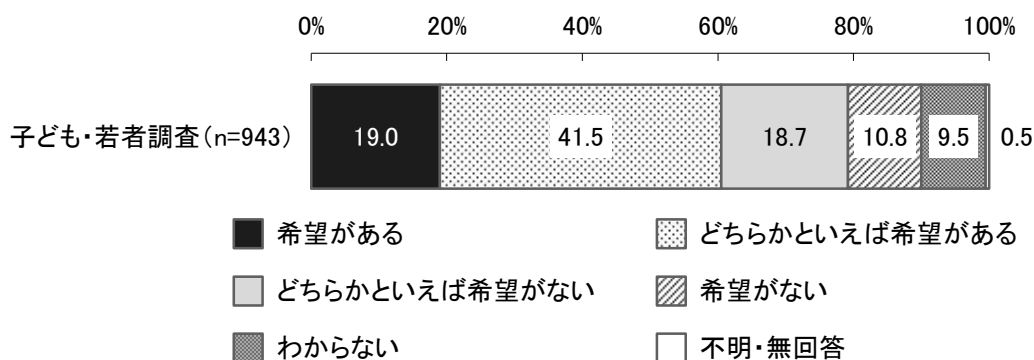
(3) 自主的な青少年活動の支援

自主的な青少年活動を支援することで、社会的自立に向けた力を育成します。

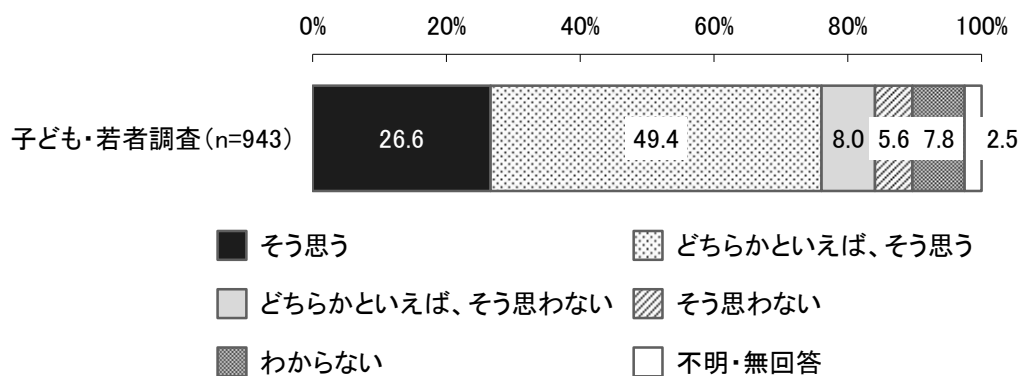
取 組	概 要	担当課
青少年活動への支援	要件を満たした青少年グループに活動場所を提供することで、青少年の自主的な活動を支援します。	青少年課
ヤングフェスティバル	青少年グループで構成される実行委員会が中心となって、日ごろの活動の成果を発表するヤングフェスティバルを開催します。	青少年課

子ども・若者の意識・考え)))

自分の将来に明るい希望を持っているかについては、『希望がある』（「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の合計）が60.5%、『希望がない』（「希望がない」と「どちらかといえば希望がない」の合計）が29.5%となっています。



社会のために役立つことをしたいと思うかについては、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）が76.0%、『そう思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計）が13.6%となっています。



資料：子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査(2023年)

施策9 若者等への相談・支援

現状と課題 >>>

全国的に、ニート・ひきこもりなど、社会生活を円滑に営んでいくうえで、困難を有する若者等が増加しており、その自立に向けた支援を進めることが大切です。

本市では、さまざまな悩みを持つ子ども・若者とその保護者・家族への総合的な相談支援のほか、職業的自立に向けた取組も展開しています。

引き続き、若者等への相談支援とともに、自立支援の充実に取り組んでいく必要があります。

なお、当施策は「施策8 青少年の健全育成」とともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく計画として位置づけます。

施策の方向性 >>>

(1) 若者への総合的な相談・支援

若者のさまざまな悩みごとに対して、相談や支援体制を整えます。

取 組	概 要	担当課
子ども・若者総合相談（再掲）	主に青少年期の子どもの不登校やいじめ、非行などの悩みごとの相談を行います。	青少年課
子ども悩みごと相談（再掲）	養育環境を安定させ、児童虐待などの危機的状況に陥ることを防止するため、子どもや子育て家庭から個別に相談を受けて支援します。	子ども家庭相談課
奨学資金の交付（再掲）	学習意欲が高く、修学のための経済的支援の必要があり、出身中学校長の推薦があった高等学校進学者に対し、奨学資金による支援を行います。	教育部総務課
高等学校等の就学助成（再掲）	高等学校等に在学する生徒の保護者の所得が基準に該当する場合、助成金を交付します。	教育部総務課



（２）若者の自立支援

義務教育終了後の進路や就職などの悩みに対して寄り添う相談を行うことにより、若者の自立支援を促します。

取 組	概 要	担当課
中学校卒業時の無業者調査	義務教育終了後の就学・就職等の進路が決まっていない子どもに対して、卒業前に相談員等が各中学校を訪問し、就学や就職等に支援が必要な可能性がある対象者の把握に努め、支援機関や相談窓口を紹介します。	青少年課
いちのみや若者サポートステーション	一人ひとりの状況に応じた継続的な相談支援を行うなどにより、働くことや自らの進路、社会に出ていくことへの悩みを持つ若者の職業的自立を促します。	産業振興課
地方就職学生への支援	東京圏に居住し、東京都に本部がある大学に通っていた学部生の中で、愛知県の企業に就職し、一宮市に移住する学生に対して補助金を支給します。	産業振興課
就職支援フェア	ハローワーク一宮と協働し、求職者を対象とした就職相談会や就職支援セミナー、個人相談、職業適性診断等を実施します。	産業振興課
生活困窮者への就労準備支援（再掲）	複合的な課題があり、就労に向けた準備が整っていない方に対して、その課題の把握・分析を行うとともに、対象者個人に合った就労準備支援プログラムを作成し、社会的・経済的な自立を支援します。	福祉総合相談室

（３）若者の出会いの場の提供

結婚を希望しながらも、出会いの機会に恵まれない未婚者に、その場や機会を提供します。

取 組	概 要	担当課
婚活支援事業	出会いの場やきっかけづくりの機会を創出するため、婚活支援を行います。	青少年課

子ども・若者意見：「わたしたちが望む社会や生活」 ）」

本計画の策定にあたって、子どもや若者に実施したワークショップと意見聴取ボードに寄せられた意見（総意見数：491件）について、テキストマイニングによる分析を行いました。

「子ども向け施設やイベントの拡充(a)」、「安全・安心なまちづくり(b)」、「子どもに優しい社会の実現(c)」、「子育て支援・制度の充実(d)」、「子育てへの経済的負担の軽減(e)」、「保育環境の充実(f)」といった意見におおむね集約されました。

